

日付のない書類が まかり通る最高裁

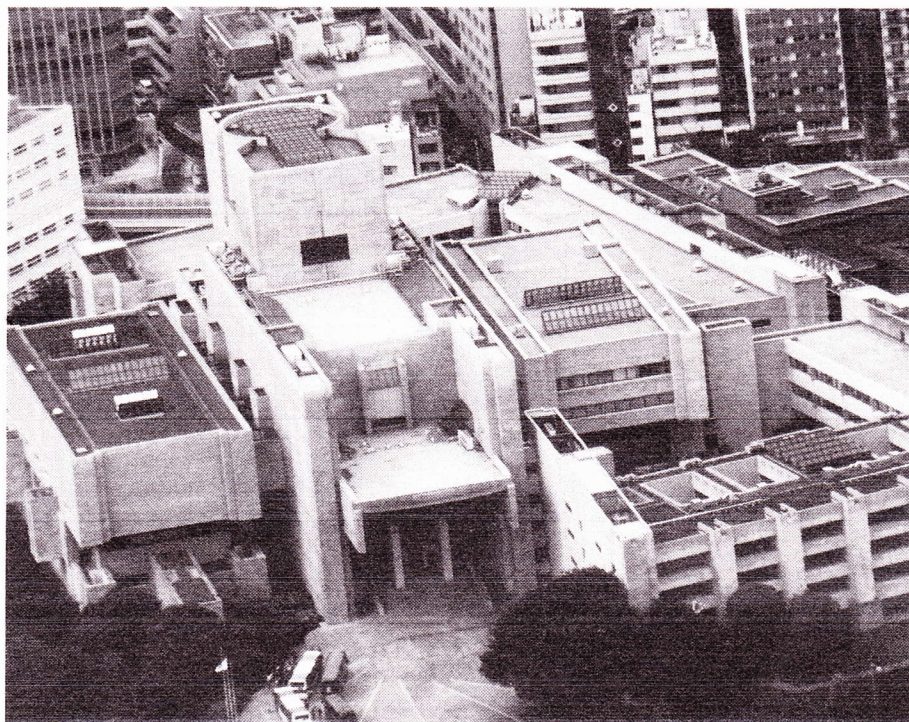
日付のない「納品書」や「請求書」が認められないことは会社員であれば誰でも知っている。しかし、こんな「社会の常識」がどうやら司法トップの最高裁判所には通用しないらしい。

ここに、「検察審査会ハンドブック」(以下、ハンドブック)という冊子の印刷に関して、最高裁と印刷会社の間でやりとりされた書類(2007～11年度)がある。筆者が最高裁に情報開示請求して、3カ月も待たされた挙句、ようやく開示されたものだ。

検察審査会(以下、検審)とは、検察官が行なった不起訴処分の当否を審査する機関で、全国の地方裁判所と主な支部に計165の審査会が設置されている。そして実際の審査は、国民の中からくじ引きで選ばれた検察審査員11人が行なう。

2010年、資金管理団体「陸山会」の土地取引をめぐる政治資金規正法違反事件で、民主党元代表の小沢一郎氏(現「国民の生活が第一」代表)が、東京地検から不起訴とされながら、検審の議決によって強制起訴となり、裁判になった。この一件で検審は一気に世間の注目を集めたのだ。

ハンドブックは一般の国民から検察審査員に選ばれた人のために



“法の番人”の最高裁で、日付のない請求書などが日常的に通用していた。問題は「検察審査会ハンドブック」に限らない可能性もある。国会は徹底的に追及すべきだ

検審制度について解説した冊子で、検審を所管する最高裁が毎年、東京都内の印刷会社に製作を委託している。

詳しくは左ページの上の表をご覧ください。驚いたのだが、驚くのは開示された書類に「日付」のないものが多数含まれることだ。

まず、印刷会社から最高裁に提出された「見積書」や「請求書」に日付がないのが6通。代わり

に?なのか最高裁事務局経理局「用度課」の「受領印」(日付入り)が押されているものもある(09～11年度)。また、「納品書」についても、日付がない(3通)ばかりか、納品書自体がない年もある(07～09年度)。

さらに、印刷会社との間で交わされる「契約書」については、発注額が150万円以下なら省略できるため、「契約書は作成していない」

審査会」が ‘裏金作り’に いる?

司法トップ、最高裁に裏金疑惑? 民主党元代表の小沢一郎氏を強制起訴に追い込み、世間の注目を集めた検察審査会。この検察審査会で配られる冊子についての請求書や見積書を調べたところ、受注した業者が日付を記していないなど、さまざまな不備があることがわかった。最高裁のズサンな会計処理の実態を明らかにする!

「検察審査会ハンドブック」製作に関する書類の不備の実態

	予算			実際の製作費			印刷会社	見積書の日付	納品書の日付	納品部数	請求書の日付
	部数	単価	予算額	部数	単価	請求金額(税込み)					
2007年度	20,250部	72.14円	146万1,000円	18,000部 4,500部	37.5円 41.5円	70万8,750円 19万6,087円	H印刷 H印刷	2007年6月27日 2008年1月10日	なし 納品書なし	17,569部 不明	8月7日 2月18日
2008年度	20,000部	72.14円	144万3,000円	18,000部	41.6円	78万6,240円	H印刷	8月14日	納品書なし	不明	11月21日
2009年度	不明	不明	111万8,000円	16,000部	41円	68万8,800円	H印刷	なし(8月19日 用度課受領印)	納品書なし	不明	なし(11月17日 用度課受領印)
2010年度	15,500部	72.14円	111万8,000円	15,500部	39.7円	64万6,117円	H印刷	なし(10月8日 用度課受領印)	なし(11月22日 刑事局受領印)	556部 (最高裁のみ)	なし (判読不能)
2011年度	16,000部	68.57円	109万7,000円	14,460部	36円	54万6,588円	K社	なし(10月11日 用度課受領印)	なし(11月25日 用度課受領印)	14,460部	なし(11月28日 用度課受領印)

*裁判所の各年度「歳出概算要求書」および最高裁判所からの開示文書により作成。

請求書

最高裁判所 様

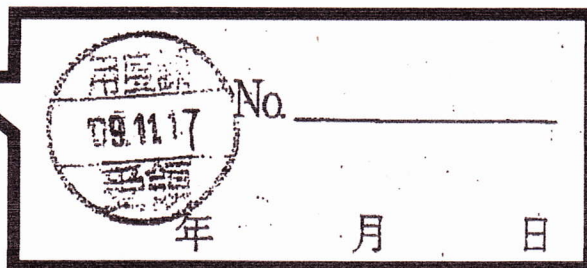
下記のとおりに御請求申し上げます

金額 ¥ 688,800-

品名	数量	単価	金額
検察審査会ハンドブック	16,000	41-	656,000
消費税及び地方消費税		5%	32,800
合計			688,800

平成24年11月16日 日付を修正しました。
同日入金数量を修正し記載します

振込銀行 〃〃〃 普通 〃〃〃



常識では考えられない日付のない請求書。「用度課」の印があったとしても、取引先の日付がなければ書類として成立しないのでは？

（最高裁事務総局広報課という。つまり、ハンドブックの印刷は契約書もない、請求書の日付もない、納品書もない商取引というわけだ。これではハンドブック製作の契約がいつ正式に結ばれ、いつ契約が終了したのかわからない。いくら最高裁の受領印があるとしても、それだけでは公文書としてあまりにもズサンだ。こうした通常では考えられない、日付のない書類がなぜ通用するのだろうか。10年度までハンドブックを印刷していたH印刷を直撃した。ホームページを見ると、

「検察最高裁の使われて

日付はなく
予算は
倍づけ……
司法トップの
ずさんすぎる
会計処理と
人件費の実態!

同社は最高裁以外にも法務省や日本弁護士連合会などを取引先としている。

「こちらでは日付のない見積書や請求書を普通に出しているんですか？」

「そういうことはちよつと担当者じゃないとわからないので……」

「日付のない見積書はあり得ないのではないですか？」

「そういうことは私のほうではわかりません」

「対応してくれた役員はこう答えるだけだった。後日、電話しても「担当者がいないので」と繰り返すばかりだ。」

また、11年度の印刷を請け負ったK社にも連絡してみたが、「担当者がいないのでわかりません。後で連絡させるようにします」と言うだけで、その後、連絡が来ることはなかった。

では、取引先の最高裁はなんと答えるのか。

「書類に日付がないということですが、裁判所のほうで日付入りの受領印を押すことで書類の提出日を明らかにしています。現在は日付欄が空欄の書類を業者が出してきた場合は、窓口で日付を書くよう促したり、日付を記載した上で、再度、書類を提出してもらったりしています」(最高裁事務局広報課。傍点筆者)

つまり、日付のない書類に関しては最高裁としても「問題あり」と認識していたということだ。

実は、この日付のない書類の問題は7月30日に開かれた参議院の決算委員会でも取り上げられ、会計検査院の担当者が次のように答弁している。

「会計事務の処理につきまして、適正な内容が記載された請求書、納品書などの会計書類に基づいて行なわれるべきであり、日付の入っていない請求書や納品書により会計処理を行なうことは望ましいことではないと考えております」(傍点筆者)

お役人らしい控えめな言い方が、要は日付のない書類は「不適切」と言っているのだ。

検査の問題を追及してきた参議院議員の森ゆうこ氏(国民の生活が第一)が指摘する。

「日付の問題について、最高裁はこれまでなんとも思っていないかつた。私が指摘し、「国会で追及しますよ」ということになって、ようやく業者に日付を書かせるようにしたんです。最高裁の経理処理の体質を表しているのではないのでしょうか」

日付のない書類は裏金の温床

なぜ公文書の日付がそんなに大事なのか？ それは日付のない経理書類が「不正経理や裏金の温床」といわれるからだ。

これまでも、架空発注や水増し請求などによって自治体が不正経理や裏金作りを行なっていたのが問題になったことがある。その手口のパターンも会計検査院が検査に入り、明らかになっている。例えば、「実際の納品日とは異なる日付を書類に記載し、前年度あるいは翌年度の予算から支払ったことにしていた」……などである。

国や自治体の予算は基本的にその年度で使い切らないといけない。余った場合は翌年度の予算を減らされる恐れがあるため、本来であれば、翌年度にあたる分を前倒して使うことによって、予算を使い切ったことにするわけだ。

こうした「細工」はもちろん自治体だけではできない。会計検査院も「虚偽の内容の見積書や請求書を出させるなど業者側の協力が不可欠」と指摘している。当然、そこには書類の日付の改竄も含まれるだろう……。

そして、ハンドブックの印刷では、日付のない書類が何年にもわたって使いつづけてきた。最高裁の経理処理に疑惑が持たれるのも当然なのだ。しかも、08、11年度は年1回の発注で約1万5000、01万8000部が印刷されているが、07年度は一度1万8000部を発注しておきながら、なぜか4500部が追加発注されている。予算で2万2500部分を計上している以上、予算を余らせては

いけないと思つたのか？

問題は書類の日付にとどまらない。55ページの表をもう一度ご覧いただきたいのだが、ハンドブックの予算額と実際の製作費に大きな隔たりがあることがわかる。1冊当たりの印刷単価は、予算では1冊68・57、72・14円。これに対して実際の単価は1冊36、41・6円。2倍近い額が毎年予算計上されているのだ。

「予算の単価を決める際は、物価資料などに基づいて市場価格を反映させたもので予算要求しています。ただ、実際の調達にあたっては複数の業者から見積もりを取ることになっていますので、価格競争が働いて予算単価と実際の単価に差額が生じるということですが(最高裁事務局広報課)

それがハンドブック製作の初年度のことなら、予算額と実際の製作単価に差が生じたとしてもおかしくはない。「予算の査定が甘かつた」で済ますこともできる。しかし、毎年ほぼ同じものを作っているのだ。2年目以降は予算の半額程度で作れることは最高裁も十分わかつているはずである。

国や自治体の会計手続きに詳しいある人物はこう語る。

「実際の経費の2倍の予算が計上され続けている!? 会計の実務担当からするとそんな予算要求はできませんし、そんなことをしようとする上司からも怒られます」

検察審査会と下級裁判所の人件費予算の変化

*1万円未満切り捨て。*各年度「歳出決算報告書」より作成。
*人件費は「職員基本給」「職員諸手当」「超過勤務手当」「児童手当」を合計した額。

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
検察審査会費	58億2,147万円	58億9,216万円	58億6,775万円	3億4,093万円	3億7,778万円
(うち人件費)	(54億3,450万円)	(54億959万円)	(54億272万円)	—	—
下級裁判所人件費	1,771億3,481万円	1,788億6,931万円	1,800億1,261万円	1,823億9,815万円	1,835億6,899万円

2009年度から検察審査会の人件費は、下級裁判所人件費に組み込まれた。しかし、08年まで毎年約54億円計上されていた検察審査会の人件費だが、09年度の下級裁判所の人件費を見ると約24億円しか増えていない

対前年度比
-55億2,682万円

対前年度比
23億8,554万円



2010年、民主党の小沢一郎元代表(現「国民の生活が第一」代表)について、強制起訴すべきだとの議決結果を張り出す検査審査会の関係者たち



議決結果を受け、報道陣の質問に答える民主党の小沢元代表(当時)。この強制起訴によって脚光を浴びた検査審査会だが、ハンドブックの会計処理など不透明な点が多い

30億円が消えた？ 検査審査会人件費の

前出の森議員も次のように語る。

「国の財政が苦しいなか、各官庁の予算策定は相当厳しくやられています。ハンドブックのように支払い実績が積み重なってきたものに対して2倍近くもの予算要求をするというところは、最高裁の予算の計上そのものが、水増し。されたものであると疑われても仕方がないでしょう」

金額だけではない。検査審査員と欠員が出た場合の補充員に選ばれた人は年間約7300人。これに対してハンドブックの印刷部数は約1万5000〜約2万部。2倍もの数を製作する理由もよくわからない。

ハンドブック印刷の年間予算額は100万〜150万円程度にすぎない。

検査全体の予算約3億6000万円(12年度)からすると微々たるものだ。しかし、検査の予算の推移を調べてみるとおかしなことに気づく。

検査予算は08年度までは毎年60億円近くが計上されていたのに、09年度になっていきなり3億円台に激減しているのだ(右ページ下の表)。それは、検査予算のほとんどを占めていた職員(事務官)

の人件費(約54億円)が09年度以降、地裁など「下級裁判所」の人件費に統合されたからだ。

その理由について、最高裁はこう説明する。

「09年5月に施行された改正検査審査会法によって「検査審査会事務官の員数は最高裁が定める」と明記されましたので、予算面でも09年度から事務官の人件費を下級裁判所の予算に計上するようになったのです」(事務総局広報課)

だとすれば、09年度の下級裁判所人件費予算は、08年度までの検査の人件費分約54億円が増えるはず。しかし、実際は約24億円しか増えていない。差額の約30億円はどこにいったのか？

「09年度予算で、基本給部分は約43億円増えています。しかし、公務員のボーナス支給割合が引き下げられ、ボーナスを含めた諸手当が約19億円減ったため、約24億円しか増えていないのです」(事務総局広報課)つまり、差額の約30億円は、約54億円の基本

給部分を約43億円に圧縮して浮いた約11億円と、ボーナスを含めた諸手当の減額分約19億円を足した額ということか？ しかし、下級裁判所の人件費と統合されたことで検査の人件費がどうなったのか、その内訳は判然としないままだ。

検査は、09年5月施行の改正法によって権限が大幅に強化された。それまでは検査官が「不起訴」とした事件について、検査が「起訴すべき」と議決しても、その議決に法的な拘束力はなかった。

しかし、法改正により、検査官が「不起訴」とした事件であっても、検査が二度「起訴すべき」と議決した事件については小沢一郎氏のように強制的に起訴され、裁判にかけられることになったのだ。

このように、以前よりも検査の権限が強化されたのだから、予算も独立、および透明化するべきだと思ふ。最高裁が予算などを所管するが、そもそも検査は「独立した機関」である。本当に統合する必要はあったのだろうか。

前出の森議員は、予算が統合された理由について最高裁からこう説明されたという。

「予算の統合は「審査会の処理件数は年によって増減があるので、事務官についても裁判所全体で機動的に対応するため」ということでした」

とにかく、下級裁判所に統合さ

れた結果、検査事務官の人件費を外からチェックしにくくなったことだけは間違いない。

最高裁は、

「ハンドブックの印刷費、検査審査会の人件費ともに、予算が余った場合は「不用計上」して国に返還しています。不正は一切ありません」(事務総局広報課)

と話す。だが、その矢先の今月4日、会計検査院は、参議院の決算委員会からの要請を受けて、前述の請求書や納品書などについて検査のメスを入れることを決めた。今後、会計処理の不備について追及される可能性が出てきた。

これまで裁判所は予算や会計処理について国会で追及されることはほとんどなかった。また、情報公開についても、国の行政機関が「情報公開法」の適用を受けるのに対し、裁判所は内部規定である「要項」に基づいて行なわれるため、監視の目も届きにくい。

それが許されてきたのは、最高裁が司法権の独立という「壁」に守られているためだ。もちろん、実際の裁判に対して国会などからの干渉は許されない。しかし、国民の血税で賄われる予算までチェックされなくてもいいということではない。前述したように予算の使い道に疑問がある以上、国民が監視の目を光らせるためにも「裁判所情報公開法」ともいべき法律が絶対に必要なのだ！